

Intellectual Property Newsletter 54 No. 54



Contents

特許侵害

既に非侵害が確定した請求項の従属項であった請求項による後訴が 信義則違反で却下された事例

知財高裁(2部)令和3年4月20日判決〔宝石のエンジェル後訴事件〕

商標

商標法3条2項該当性に関する特許庁・裁判所の判断が分かれた事例

知財高裁(2部)令和3年2月25日判決〔空調服事件〕

著作権

「金魚電話ボックス」について著作権侵害が肯定された事例

大阪高裁(8部)令和3年1月14日判決〔金魚電話ボックス事件〕

不正競争

ウェブサイト上の表示について不競法2条1項1号該当性を否定した事例

東京地裁(40部)令和3年3月17日判決〔交換用浄水カートリッジ事件判決〕

事務所 News

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを含んだものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのものに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

特許侵害

既に非侵害が確定した請求項の従属項であった請求項による後訴が信義則違反で却下された事例

渡辺 洋
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和3年4月20日判決(令和2年(ネ)第10068号)裁判所ウェブサイト〔宝石のエンジェル後訴事件〕

裁判例はこちら

1. 発明の名称を「装飾品鎖状端部の留め具」とする特許権(本件特許権)の特許権者であるX1(法人)及びX1の取締役の娘でありX1の代表取締役の姪であって専用実施権者であるX2が、Yらに対し、本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求等を求めた事案です。本件特許権は請求項1乃至4からなり、本件は請求項2(当初の請求項1の従属項であり、訂正により独立項化)に基づくものであったところ、本件訴訟以前にX1はYらに対し請求項1(係属中に第1次訂正)に基づく損害賠償請求等を求め、当該請求が棄却されているなどの事情がありました。その点を含め本件訴訟に至る経緯は次のとおりです。

① H25.10.24	X1→Yら 請求項1(訂正前)に基づく損害賠償請求等の訴え提起(前訴)
② H27.2.23	前訴第1審 非侵害として請求棄却→ X1控訴
③ H27.4.23	X1の第1次訂正請求認容(請求項1及び2)→ 請求項2が独立項となる
④ H27.8.6	前訴控訴審 非侵害として控訴棄却→ X1上告等
⑤ H28.7.12	最高裁 前訴について上告棄却等
⑥ ~H30.3.19	X1の第2次及び第3次訂正請求認容(請求項1~4)
⑦ H30.9.18	X1からの訂正を理由とする前訴の再審請求棄却
⑧ R1.5.8	X1の第4次訂正請求認容(請求項2)
⑨ R1.5.30	X1→X2 専用実施権設定
⑩ R1.11.7	Xら→Yら 請求項2に基づく本訴提起

2. 以上の経緯に照らし、本件訴訟では、Xらの訴えが信義則に反し許されないかという点が争点となりました。

この争点について、原審(東京地判令和2年11月25日)は、前訴の請求と本件訴訟における損害賠償請求・不当利得返還請求(併せて「本請求」)は、損害賠償の対象期間が異なること等から訴訟物としては別であるとしたうえ、以下のように述べ、前訴で当事者でなかったX2の分を含めて、本請求は前訴の蒸し返しであって、信義則に反するものとして訴えを却下しました。

ア X1について

- 後訴の請求又は後訴における主張が信義則に照らして許されないか否かは、前訴及び後訴の各請求及び主張内容、前訴における当事者の主張・立証の状況、前訴と後訴の争点の同一性、前訴において当事者がなし得たと認められる訴訟活動、後訴の提起に至る経緯及び後訴提起の目的、前訴判決の確定からの経過期間、前訴確定判決による紛争解決に対する当事者の期待の合理性や当事者間の公平の要請などの諸事情を考慮して判断する(最判昭和51年9月30日等)。
- 請求項2は、もともとは請求項1の従属項として請求項1をさらに限定するものであり、第4次訂正後請求項2は第1次訂正後請求項1の発明特定事項を全て含みそれをさらに限定するものであるところ、前訴で第1次訂正後請求項1について非侵害が確定している以上、第4次訂正後請求項2についても非侵害であることは明らかである。
- X1は、前訴一審及び前訴控訴審において、非侵害に関する主張及び立証を十分に尽くしており、前訴係属中までに請求項2の訂正審判請求をし、これに基づく主張をなし得なかったとする事情もうかがえない。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

- Yらは、前訴で約3年間にわたり応訴し、再審の訴えへの対応も余儀なくさせられ、同様の請求を受けることがないと期待するのは当然である。
- 被疑侵害品、特許権、争点は前訴といずれも同一であり、X1が本訴により達成しようとする目的も前訴と異なるものではない。
- したがって、本請求は前訴の蒸し返しであり、これを審理することは、Yらとの関係で正義に反し信義則上許されない。

イ X2について

- ①X2はX1の役員の親族であること、②専用実施権の設定を受けたのが、再審棄却決定後であり、第4次訂正請求が認容された直後であること、③専用実施権の対象が、本請求に係る請求項2のみであり、その設定期間は2年間に限定されていること、そして、④X2が実施をしていると認められないことからすれば、X2は、前訴と同様の争点につき、改めて判断を求めべく、X1のために本訴の共同原告となったものと推認することができ、本請求につき固有の利益を有するものとは認められない。
- そうするとX2の本請求は、実質的には、X1による前訴の蒸し返しにすぎないというべきであり、正義に反する結果を生じさせるといえるから、訴訟上の信義則に反し、許されないというべきである。

3. 控訴審も基本的に原審と同様の判断を示し、却下の結論を維持しています(控訴棄却)。もっとも、原審との違いとして以下の点が指摘できます。

- 訂正により独立項となった請求項2が請求項1を限定する関係にあると認めるうえで、原審は発明特定事項に言及し訂正後の請求項の内容を具体的に検討しているのに対し、控訴審は、特許請求の範囲等の訂正は、「実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない」(特許法126条6項)ので、訂正前の特許発明の技術的範囲に属しない被疑侵害品が訂正後の特許発明の技術的範囲に属しないことは保障されているとして、訂正後

の請求項の内容を具体的に検討することなく、限定関係にあると認めている点。

- X2に固有の利益がないとした原審判決につき、Xらより、X2はX1とは別に宝飾品の販売を計画しそのために設定を受けたと主張があったところ、控訴審は、原審の①~③の事情の下では、X2は「前訴第一審判決及び前訴控訴審判決の存在とその内容を認識しているながら、本件専用実施権の設定を受けたものと推認できる」として、後訴が信義則違反になるとした点。

4. 侵害訴訟に限らず、後訴が前訴の蒸し返しであるとして、信義則違反により却下されるか否かは、個別の事情に照らして判断されますので、本件は事例判断にとどまります。もっとも、実際に却下される事案は珍しく、その具体的な検討過程は参考になると考えられ、また、前訴で当事者でなかった専用実施権者との関係でも信義則違反により却下を認めている点は注目されますので、紹介する次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商 標

商標法3条2項該当性に関する特許庁・裁判所の判断が分かれた事例



鷲見 健人
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和3年2月25日判決(令和2年(行ケ)第10084号)裁判所ウェブサイト(空調服事件)

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、指定商品を第25類「通気機能を備えた作業服・ワイシャツ・ブルゾン」(「本願指定商品」とし、「空調服」の文字を標準文字で表してなる商標(「本願商標」)の登録出願について拒絶査定がなされ、当該拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決(「本件審決」)について、共同出願人(Xら)が取消しを求めた事案です。本件審決は、①本願商標を本願指定商品に使用するときには商品の品質を表示するものとして認識されるところ、本願商標は商標法3条1項3号(記述的表示)に該当し、②本願商標が、Xらによる使用の結果、需要者、取引者がXらの業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものであるとはいえないとして、商標法3条2項(識別力の獲得)の要件を具備しないと判断しました。これに対し、知財高裁は、以下のとおり、本願商標は、商標法3条1項3号に該当すると判断した一方で、商標法3条2項に該当すると判断して、本件審決を取り消しました。

2 本判決の判断

(1) 商標法3条1項3号該当性について

- 本願商標である「空調服」は、「室内の空気の温度・湿度・清浄度などの調節」を意味する「空調」の語が「身につけるもの」等を意味する「服」の語と結びつけられたものであるところ、その意味内容を、本来の字義から直ちに理解することには一定の困難がある。もっとも、「服の内側」を「室内」と同様の空間であるとみて、「服の内部の空間」にある空気の温度・湿度・清浄度などの調節に関する服であると理解することも、相応に可能であるといえる。
- また、「空調」と同義語である「エア・コンディショニング」、特にその略語である「エアコン」について、日常的には、「冷暖房設備」や電気式の「冷暖房機器」の意味で用いられる

ことが多いことや、「服」が末尾に来る名詞において、一般に、「服」に先立つ語が当該服の用途、当該服が用いられる環境、当該服の特徴等を表すことは、公知の事実である。それらの点を考慮すると、「空調服」の語については、「冷暖房に関する用途や特徴を有する服」という意味合いを容易に認識させるものであるといえる。

- そうすると、本件審決時である令和2年4月30日の時点において、本願商標は、本願指定商品に使用されるときは、「通気機能を備えることにより、空気の温度等を調節する機能を有する服」と認識されるから、商品の品質を表示する標章に当たるといえることができる。そして、本願商標は、「空調服」のみからなり、「空調服」の語を標準文字で記すという、普通に用いられる方法で表示する商標であるから、商標法3条1項3号に該当する。

(2) 商標法3条2項該当性について

- Xらが製造、販売するファン付き衣服(「X商品」)である「空調服」は、Xらの代表者の発案によりX1が開発したもので、X2が「空調服」の販売を本格的に開始した平成17年当時、「空調服」のほかに衣服にファンを取り付けた製品(電動ファン(EF)付きウェア。「EFウェア」)は存在せず、「空調服」は、極めて独自性の強いものであった。他に例のない形態で、これを目にした者に強い印象を与えるものであったと解される。また、前記のように、本願商標「空調服」の語の意味内容を、本来の字義から直ちに理解することには一定の困難があり、EFウェアという商品分野がまだまだ存在しなかった当時においては、「空調服」という語の構成も、強い独自性を有していたといえる。そうすると、「空調服」という商品やその「空調服」という名称は、強い訴求力を有していたといえる。
- 上記の事情に加え、EFウェアという商品分野において、

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

平成27年頃まで約10年間は、Xら及びXらのライセンスに基づき「空調服」の文字を使用している業者（「Xら等」）によって市場が独占されていたことや、平成16年頃から平成27年頃までのX商品の開発及び販売等の状況に係る諸事情、特に、「空調服」がXらの商品を指すものとして、全国紙を含む新聞や雑誌及び全国放送の番組を含むテレビ番組で多数回にわたり取り上げられたこと、建設会社等の企業に導入されたことなどを踏まえると、同年頃までには、「空調服」は、「通気機能を備えた作業服・ワイシャツ・ブルゾン」という商品分野において、Xらの商品として、需要者、取引者に全国的に広く知られるに至っていたものと認めるのが相当である。

- ▶ その後、平成27年頃から他社がEFウェアの市場に参入するようになり、新聞記事やネットショッピングサイト等においてEFウェアを示す語として「空調服」の語が用いられることもあったが、X商品「空調服」が上記のとおり広く知られていたために同種の商品を「空調服」と呼ぶ例が生じたことと認められる。そして、①平成28年頃以降におけるEFウェアの市場の拡大とX商品の販売等の状況に係る諸事情、特に、同年以降においても、「空調服」がX商品を指すものとして、又はEFウェアの元祖がX2の「空調服」であるとして、全国紙を含む新聞や雑誌及び全国放送を含むテレビ番組等において多数回にわたり取り上げられ、X2による広告もいろいろな形態で行われ、企業における「空調服」の導入例も拡大してきたことなどの事情、②「空調服」以外にEFウェアを指す、「ファン付き作業服」などの一般的な用語が用いられていること、③EFウェアの他のメーカーにおいては、「空調服」とは異なる商品名やブランド名で販売活動を行っていること、④多くの他業者の参入があっても、平成30年及び令和元年の時点において、Xら等による「空調服」はEFウェアの3分の1程度のシェアを占めていることを考慮すると、「空調服」は、Xらの商品の出所を示すという機能を失うことなく、その認知度を高めていったものと認めることができる。
- ▶ したがって、本件審決時である令和2年4月30日の時点において、本願商標は、使用をされた結果、本願指定商品の

需要者、取引者が、Xらの業務に係る商品であることを認識することができるものであるから、商標法3条2項に該当する。

3 検討

本件では、本願商標の識別力獲得の立証のために提出された証拠に対する特許庁と知財高裁の評価の相違が判断の分かれ目となりました。

例えば、特許庁は、①専門誌に掲載された市場シェアは、メーカー各社の自己申告に基づいて集計が行われているもので、集計方法等が明らかでなく、推計にとどまる、②展示会において、本願商標がどのように使用され、どのように来訪者の目に触れたのか、具体的な展示状況は不明である、③テレビ番組におけるX商品の紹介について、X商品が紹介されたテレビ番組の視聴者数は確認できない等と説示しました。これに対し、知財高裁は、①専門誌の内容は、当該業界の購読者が参考とするに足りる信用性を有しているものと認められるから、その記載に基づいてX商品の市場シェアを認めることができる、②商品を来場者に訴求する場である企業の展示会において、Xらが、「空調服」の表示を行わないなどということは、経験則上、考え難い、③テレビ番組等には、その名が広く知られている著名な番組が含まれていることは公知の事実であり、視聴率まで立証することが必要とされるとはいえない等と判示しました。

本件は事例判断ではありますが、商標の使用による識別力の獲得（商標法3条2項該当性）を示す証拠に対する特許庁及び知財高裁の評価の相違を示すものとして参考になるものと思ひ、紹介させていただきました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

「金魚電話ボックス」について著作権侵害が肯定された事例

和田 祐以子

PROFILEはこちら

大阪高裁(8部)令和3年1月14日判決(令和元年(ネ)第1735号)裁判所ウェブサイト〔金魚電話ボックス事件〕

裁判例はこちら

本件は、控訴人(X)が被控訴人(Y)に対し、Yの作品(「Y作品」)はXの作品(「X作品」)を複製したものであって、Xの複製権、同一性保持権及び氏名表示権を侵害していると主張し、Y作品の差止め及びY作品を構成する水槽・公衆電話機の廃棄並びに損害賠償等を求めた事案です。X作品・Y作品は、ともに電話ボックス様の水槽、その内部に設置された公衆電話機様の造作と棚、水槽を満たす水、水の中に泳ぐ多数の金魚から成ります。本件の主な争点はX作品の著作物性であり、原判決ではX作品の著作物性が否定されましたが、本件では一転、X作品の著作物性が肯定されました。

本件は、まず、著作物の要件につき、X作品はその外見が公衆電話ボックスに酷似しており、その点のみに着目すればありふれた表現であるため、これに水を満たし、金魚を泳がせることにより、X作品に創作性が認められるかという点が問題となつた上で、X作品のうち本物の公衆電話ボックスと異なる外観として以下の4点を挙げました。

- 1点目:電話ボックスの多くの部分に水が満たされている。
- 2点目:電話ボックスの側面の4面とも、全面がアクリルガラスである。
- 3点目:その水中には赤色の金魚が泳いでおり、その数は、少なくとも50匹、多くて150匹程度である。
- 4点目:公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している。

4点目につき、原判決では、「多数の金魚を公衆電話ボックスの大きさ及び形状の造作物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することが必須となることは明

らかで・・・公衆電話ボックス内に通常存在する物から気泡を発生させようとするれば、もともと穴が開いている受話器から発生させるのが合理的かつ自然な発想である」として、創作性を否定しました。他方で、本件では、「人が使用していない公衆電話機の受話器はハンガー部に掛かっているものであり、それが水中に浮いた状態で固定されていること自体、非日常的な情景を表現しているといえるし、受話器の受話部から気泡が発生することも本来あり得ないことである。そして、受話器がハンガー部から外れ、水中に浮いた状態で、受話部から気泡が発生していることから、電話を掛け、電話先との間で、通話をしている状態がイメージされており、鑑賞者に強い印象を与える表現である。したがって、この表現には、控訴人の個性が発揮されているというべきである」「水槽に空気を注入する方法としてよく用いられるのは、水槽内にエアストーン(気泡発生装置)を設置することである。また、受話器は・・・空気を通す機能を果たすものではないから、そこから気泡が出ることによって、何らかの通話(意思の伝達)を想起させるという表現は、暗喩ともいうべきであり、決してありふれた表現ではない」と判断しました。その上で、1点目から3点目のみでは創作性を認めることはできないものの、これに4点目を加えることで、X作品はXの個性が発揮されており、創作性があると認定しました。

また、その上で、Y作品におけるX作品に対する依拠性・その有形的再製を認め、複製権侵害を認めました。さらに、同一性保持権及び氏名表示権の侵害も認めています。

本件は、事例判断ではあるものの、アイデアと表現との区別という論点において、現代アート作品の著作権を肯定した点で一定の意義を有するといえますので、この度ご紹介いたしました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

不正競争



富田 詩織
PROFILEはこちら

裁判例はこちら

ウェブサイト上の表示について不競法2条1項1号該当性を否定した事例

東京地裁(40部)令和3年3月17日判決(令和2年(ワ)第5211号)裁判所ウェブサイト〔交換用浄水カートリッジ事件判決〕

本件は、蛇口一体型浄水器及びその交換用浄水カートリッジを製造・販売する原告(X・株式会社タカギ)が、原告製浄水器の交換用浄水カートリッジをインターネットショッピングモールにおいて販売する被告ら(Yら)に対し、Yらの使用する「タカギ社製」を横書きして成る標章(「被告標章」)が、周知であるXの標章と同一又は類似し、需要者に混同を生じさせるものであって、不競法2条1項1号所定の不正競争行為に該当すると主張し、損害賠償を請求する事案です。

Yらは、①楽天市場のスマートフォン及びタブレット向けウェブサイト(「本件楽天サイト」)において「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジ取扱い店」との表示(「被告表示1」)を、②アマゾンのウェブサイト(「本件アマゾンサイト」)において「タカギ社製 浄水蛇口の交換用カートリッジを お探しの皆様へ」との表示(「被告表示2」)を掲載していました。

Xは、上記各被告表示が、需要者の間に、被告商品がX製の純正品であるとの混同を生じさせるものであるとの主張をしました。裁判所は、原告の使用する同表示は、平成28年11月頃までに、家庭用浄水器やその関連商品を購入しようとする国内の需要者の間に広く認識され、周知なものとなっていたことを前提としつつも、以下のように判断し、Xの請求を棄却しました。

1 本件楽天サイトにおける混同の有無について

- ①本件楽天サイトトップページの上部のトップメニューバーの下には、被告表示1に加えて、「交換用浄水カートリッジ」との表示及びその左横の「GRACELAND」との表示がひとまとまりのものとして配置されていた。
- ②被告表示1はごく小さなフォントサイズで目立たない態様で表示され、需要者の注意を引くものではなかったのに対し、「交換用浄水カートリッジ」との青色文字のフォントサイズは被告表示1の数倍大きく、また、被告グレイスランドの英語表記である「GRACELAND」との文字は青色の正方形の中に白抜きで表示されていたものであり、いずれも被告表示1よ

りも目立つ態様で表示されていた。

- 上記①及び②のひとまとまりの表示に接した需要者は、「GRACELAND」及び「交換用浄水カートリッジ」の表示に着目し、「GRACELAND」の「交換用浄水カートリッジ」、すなわち、被告商品の広告と理解すると考えるのが自然である。

2 本件アマゾンサイトにおける混同の有無について

- 本件アマゾンサイト商品掲載ページのメインビジュアル部分の背景画像上には、目立つ態様で「【ノーブランド品】タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ」との記載が表示されていたと認められる。
- 上記記載の「ノーブランド品」という表示は、一般に商標を掲げずに一般名称のみで販売する場合の商品を意味すると解されるが、原告の「タカギ」との表示が家庭用浄水器やその関連商品を購入しようとする国内の需要者の間に広く認識されていたことを考慮すると、原告製の純正品についてわざわざ「ノーブランド品」と表示することはあり得ない。このため、「ノーブランド品」との表示に接した需要者は、当該商品が原告製の純正品以外の商品であると理解したと考えるのが相当である。
- また、上記の「ノーブランド品」という表示の後には、「タカギの浄水器に使用できる、取付け互換性のある交換用カートリッジ」との表示が続いており、これを一体として読めば、需要者は、「ノーブランド品」とは原告製の純正品以外の商品であると容易に認識し得たものというべきである。

本判決は、ウェブサイト上の表示について、問題とされた各被告表示の周辺の表示を検討し、混同を生ぜしめないより目立つ表示の存在を認定し、混同が生じないと判断しており、従前の裁判例に従い、表示の使用方法、対応等の諸般の事情をもとに、一般人を基準とした混同の有無を判断しています。

本判決は、事例判断ではありますが、ウェブサイト上の表示における混同の有無につき、具体的な判断を示した事例として、参考になるものとしてご紹介いたします。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



事務所 *News*

ALB IP rankings 2021で 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました。

トムソンロイター社出版のAsian Legal Business(ALB)2021年5月号のIP Rankings 2021において、当事務所はJapan DomesticのPatents部門において、5年連続の高い評価(Tier 1)を得ました。
また、Japan DomesticのCopyright/Trademarks部門においても高い評価(Tier 2)を得ました。

Asian Legal Business のウェブサイトはこちらからご覧いただけます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。